

マテリアル概要書：寄託・譲渡用

記入日： _____

※必要事項をご記入の上、該当するチェックボックスにはチェックをお願いします

【マテリアルの寄託・譲渡の選択】

- 寄託を希望**（マテリアルの取り扱いに関する一部の権利（増殖・培養・繁殖等、品質管理、第3者への提供等）を寄託機関に移転します。マテリアルの提供を受ける利用者に対して、用途の制限や論文引用など使用条件を付加することができます。）
- 譲渡を希望**（リソースの知的財産権等の権利も含めて寄託機関に移転します。譲渡されたマテリアルは、寄託機関からの連絡はなく、直接利用者に提供されます。利用者がマテリアルを利用して得た成果について、譲渡すれば知的財産権等を主張できません。マテリアル作製者は譲渡後も譲渡したマテリアルについては使用可能であり、譲渡の際に知的財産権に関する以外の使用条件、例えば「研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。」、「研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する。」を付加することができます。）

【マテリアルの作製者】

マテリアル作製者氏名		所属機関	
(氏名英語表記)		役職	
Email		Tel	

【寄託・譲渡先機関】

寄託・譲渡先機関名	_____		
	(所在国： _____)		
連絡担当者氏名		所属	
(氏名英語表記)		役職	
Email		Tel	

【マテリアルについて】

マテリアル名称 ※正式名称をご記入ください	※数量が多い場合は別紙添付としてください		
概略と由来	※プラスミドの場合は〇〇受容体遺伝子、細胞の場合は腎臓細胞のように一般名も記入。特に細胞の場合はヒト、マウス等の由来も記入してください		
作製について	作製者： <input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 他のラボ・部局・機関にも共同作製者がいる（所属・氏名： _____） <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（作製者所属・氏名： _____） 作製時期： _____ 年 _____ 月 作製場所： <input type="checkbox"/> 京都大学 <input type="checkbox"/> 前所属機関（機関名： _____） → 京都大学へのマテリアル移転手続き <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> その他（機関名： _____ 関係： _____） ※京大以外の機関で作製されたマテリアルの場合は移転に伴う書類（契約書など）をお送りください		
種類	<input type="checkbox"/> プラスミド（核酸） → <input type="checkbox"/> cDNA/mRNA <input type="checkbox"/> ゲノム DNA <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） <input type="checkbox"/> 化合物・材料 <input type="checkbox"/> 細胞・細胞株 <input type="checkbox"/> 組織 <input type="checkbox"/> 抗体・タンパク質 <input type="checkbox"/> 微生物・バクテリア・ウイルスなど <input type="checkbox"/> マウス <input type="checkbox"/> ラット <input type="checkbox"/> データ・ソフトウェアなど <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※Tg マウスなど複数に該当する場合はプラスミドとマウスの欄にチェックをお願いします		
数量（寄託形態）	_____（※単位もご記入下さい： 生体〇匹、チューブ〇本、〇グラムなど）		

【事前手続きについて】

- YES NO 1. 海外の機関へマテリアルを寄託する
YES の場合→MTA 締結前に安全保障輸出管理関係「事前確認シート」（様式 2）の手続きを完了させてください(http://www.medhp.kyoto-u.ac.jp/adm/category/research/research_suishin#post-3810)
- YES NO 2. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律により第二種使用生物として拡散防止措置が必要 (<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/ethic/dna>)
YES の場合→法律・規則に従い、適切な手続き・処置を取り、必要とされる事項を寄託先にご連絡下さい
- YES NO 3. 毒性または病原性があり、使用・取り扱いに注意が必要
(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/ethic/pathogen>)
YES の場合→取り扱いには特定のガイドラインや法令に従う必要がある場合は上記よりガイドラインや法令をご確認ください
- YES NO 4. 倫理委員会への届出・承認が必要 (<http://www.ec.med.kyoto-u.ac.jp/>)
YES の場合 →申請中 OR 承認済み (承認番号：)

【マテリアルの作製について】

- YES NO 5. マテリアルは、第三者から提供を受けた・使用条件付きで購入したマテリアルを使用して作製した
YES の場合→※提供に関する契約書や、購入したマテリアル取り扱いに関する書類のコピーをお送り下さい
(第三者機関名：)
→提供を受けた・購入したマテリアルを一部内包している
→提供を受けた・購入したマテリアルを一切内包していない
- YES NO ※6. 共同研究の中で作製した (共同研究機関：)
- YES NO ※7. 受託研究の中で作製した (受託研究機関：)
- YES NO ※8. 助成金を受けて作製した (助成機関やプログラムの名称：)
- YES NO 9. 独自の研究にて作製した

※質問 6 から 8 が YES に該当する場合、関連する契約書や先方へ提出した研究計画書等がありましたら併せてご提出下さい

【知的財産について】

- YES NO 10. マテリアルに関し特許出願済みである→YES の場合 (出願番号等をご明記下さい：)
- YES NO 11. マテリアルに関し特許出願を考えている→YES の場合 (年 月ごろ出願予定)
- YES NO 12. 企業や営利機関に有償で提供したことがある (年 月ごろ、提供先：)
- YES NO 13. マテリアルは新規・未公表である→NO に該当し、公表されている場合は関連論文をご記載ください
(関連論文：)

【提供時の条件付加】

- YES NO 14. マテリアルを寄託・譲渡機関から利用研究者へ提供する際、何らかの条件を付加する
YES の場合→研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する
(文献名：)
→研究成果の公表にあたって寄託者への謝辞の表明を必要とする
(謝辞に含める作製者名：)
→利用者は事前に寄託者の提供承諾書を得る
→その他下記に定める条件を付加する
(条件：)
→公表を前提とした学術研究に限る。

- 営利機関の利用希望者は、事前に利用条件等につき寄託者と合意し提供承諾を得ること
- 利用者が本件リソースを使用して得られた研究成果に基づき特許等の申請、及び事業活動を行う場合は、寄託者と別途協議を行う。

【その他確認事項】

その他備考（）